

鹿児島県感染症外来協力医療機関整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、感染症患者の外来医療を提供する医療機関（以下「感染症外来協力医療機関」という。）が、新型インフルエンザ等感染症患者の外来患者に対して迅速で適切な医療を提供する医療体制の強化を図るため、予算の定めるところにより、感染症外来協力医療機関の設置者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号、厚生労働省発薬生0401第28号）、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年9月22日医政発0922第38号、健発0922第14号、薬生発0922第1号）及び鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第2条 補助金の交付の対象経費、基準額及び基準数量は、次のとおりとする。

区分	補助金の交付の対象経費	基準額	基準数量
空気清浄機	HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）を整備するために必要な備品購入費	1施設当たり 905,000円	知事が認めた数量
パーティション	HEPAフィルター付パーティションを整備するために必要な備品購入費	1台当たり 205,000円	知事が認めた数量
個人防護具	個人防護具を整備するために必要な備品購入費	1セット当たり 3,600円	知事が認めた数量
簡易ベッド	簡易ベッドを整備するために必要な備品購入費	1台当たり 51,400円	知事が認めた数量
簡易診療室及び付帯する備品	簡易診察室及び付帯する備品購入費	知事が認めた額	知事が認めた数量

備考 個人防護具の品目及びその規格は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、各区分ごとの基準額に基準数量を乗じて得た額と各区分毎の実支出額を比較していずれか少ない額の合計とする。ただし、算出した補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 医療資器材の見積書
- (2) その他参考となる書類

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

(1) 区分間の経費の配分の変更は認めない。

(2) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第2号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は、報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返納させることがある。

(補助金の交付の決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助金の交付決定額の増減を伴う変更とする。ただし、補助金の交付決定額の、20パーセント以内の減額の場合を除く。

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第4号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 医療資器材の見積書又は物品売買契約書の写し

(2) その他参考となる書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更交付決定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 医療資器材の検査調書若しくはこれに代わるもの又は物品売買契約書の写し

(2) 納品書

(3) 医療資器材の写真

(4) その他参考となる書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後20日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定の通知)

第9条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第8号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払又は前金払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払又は前金払申請書は、別記第9号様式のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第21条ただし書及び同条第2号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財 産 の 種 類	期 間
単価30万円以上の空気清浄機	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月24日から施行する。

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

この要綱は、令和2年9月7日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年5月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年11月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年10月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

個人防護具の品目及びその基準

品目	基準
フェイスシールド	防曇処理加工が施され、メガネをかけた者でも装着が可能であること。
ゴーグル	<ol style="list-style-type: none"> 1 防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製であること。 2 次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能であること。 3 メガネをかけた者でも装着が可能であること。 4 密閉式タイプであること。
マスク	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。 2 顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りとは後頭部を押さえる構造であること。 3 鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されていること。
ガウン	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐水性のある不織布素材であること。 2 長袖で体の全面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があること。 3 業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留める締めひもを有すること。
グローブ	<ol style="list-style-type: none"> 1 水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材であること。 2 手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有していること。 3 ニトリルゴム製で、薄手のものであること。
キャップ	<ol style="list-style-type: none"> 1 毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きであること。 2 マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないこと。 3 不織布素材であること。

備考 個人防護具はフェイスシールド又はゴーグル、マスク、ガウン、グローブ及びキャップを1セットとして整備するものとする。